○日本下水道事業団就業規則

昭和 48 年3月5日
規 程 第 5 号

〔沿革〕昭和48年6月22日規程第24号改正
昭和49年4月26日規程第10号改正
昭和50年4月14日規程第8号改正
昭和50年5月30日規程第24号改正
昭和50年6月21日規程第33号改正
昭和50年8月1日規程第38号改正
昭和51年5月27日規程第7号改正
昭和53年3月31日規程第2号改正
昭和59年3月30日規程第6号改正
昭和61年3月25日規程第1号改正
昭和61年4月8日規程第2号改正
昭和63年10月4日規程第5号改正
昭和63年12月26日規程第15号改正
平成4年4月24日規程第9号改正
平成5年6月30日規程第5号改正
平成6年8月31日規程第9号改正
平成6年12月26日規程第18号改正
平成9年1月14日規程第1号改正
平成10年2月25日規程第2号改正
平成11年4月1日規程第5号改正
平成12年4月1日規程第9号改正
平成13年3月30日規程第1号改正
平成14年3月1日規程第3号改正
平成14年3月20日規程第6号改正
平成14年12月6日規程第21号改正
平成15年3月31日規程第25号改正
平成15年10月1日規程第7号改正
平成16年3月31日規程第6号改正
平成17年1月31日規程第1号改正
平成18年3月31日規程第12号改正
平成19年4月5日規程第6号改正
平成20年3月26日規程第19号改正
平成21年3月31日規程第6号改正
平成22年3月31日規程第8号改正
平成22年6月25日規程第6号改正
平成23年3月31日規程第21号改正
平成23年12月28日規程第7号改正
平成25年4月1日規程第7号改正
平成27年4月1日規程第5号改正
平成28年3月25日規程第5号改正
平成28年12月27日規程第14号改正
平成29年3月24日規程第2号改正
平成31年3月29日規程第6号改正
平成31年4月10日規程第7号改正
令和2年3月30日規程第5号改正
令和2年6月30日規程第10号改正
令和4年3月31日規程第2号改正
令和4年9月30日規程第7号改正
令和4年12月22日規程第9号改正
令和5年3月31日規程第3号
令和5年10月23日規程第12号改正
令和7年3月26日規程第6号改正

目次

第1章　総則(第1条・第2条)
第2章　勤務
第1節　勤務心得(第3条―第6条)
第2節　勤務時間、休憩及び休日(第7条―第10条)
第3節　時間外勤務及び当直(第11条―第13条)
第4節　出勤及び欠勤(第14条―第18条)
第5節　有給休暇(第19条―第23条)
第5節の2　介護休暇(第23条の4)
第6節　育児休業及び部分休業(第23条の5・第23条の6)
第7節　出張及び転勤(第24条・第25条)
第3章　給与(第26条)
第4章　任免
第1節　採用(第27条―第28条の3)

第2節　休職（第29条―第31条）
第3節　解雇及び退職（第32条―第35条）
第5章　研修（第36条）
第6章　安全及び保健衛生（第37条―第39条）
第7章　災害補償（第40条―第43条）
第8章　表彰及び懲戒（第44条―第46条）
第9章　補則（第47条・第48条）
附則

第1章　総則

（目的）

第1条　この規程は、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「法」という。）第89条第1項の規定により日本下水道事業団（以下「事業団」という。）の職員の就業に関する事項を定めることを目的とする。

（昭50規程38・一部改正）

（適用の範囲）

第2条　この規程は、理事長が事業団の職員として任命した者（以下「職員」という。）に適用する。

（昭50規程38・一部改正）

第2章　勤務

第1節　勤務心得

（職務の遂行）

第3条　職員は、法令及びこの規程その他の事業団の諸規則を守り、上司の指示に従って誠実にその職務を遂行しなければならない。

（昭50規程38・平14規程21・一部改正）

（禁止行為）

第4条　職員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

一　事業団の信用若しくは名誉をき損し、又は事業団の利益を害すること。
二　職務上知ることができた秘密を漏らすこと。
三　理事長の許可を受けないで事業団の業務以外の業務につくこと。
四　職務上の必要がある場合のほか、みだりに事業団の名称又は自己の職名を使用すること。
五　事業団の秩序若しくは職場規律をみだし、又は事業団の業務を妨害すること。

（昭50規程38・一部改正）

（遵守事項）

第5条　職員は、この規程に規定する届出又は書類の提出について、虚偽又は不正の届出又は書類の提出を行なってはならない。

（届出事項）

第6条　職員は、次の各号に掲げる事項について変更を生じたときは、そのつどすみやかに、その職員を指揮監督する権限を有する室長（分室長を含む。以下同じ。）、課長又は事務所長（以下「所属長」という。）を経て経営企画部人事課長に届けなければならない。

一　現住所

二　履歴及び資格に関する事項

三　身元保証人に関する事項

四　その他経営企画部人事課長が人事管理上必要な事項として指定する事項

（昭48規程24・昭50規程8・昭50規程24・昭50規程38・昭51規程7・昭59規程6・昭63規程5・昭63規程15・平14規程25・平16規程6・平18規程12・平22規程21・一部改正）

第2節　勤務時間、休憩及び休日

（勤務時間）

第7条　職員の勤務時間は、一週間について38時間20分とする。

2　職員の勤務時間は、1日について7時間40分とし、始業時刻は午前9時、終業時刻は午後5時30分とする。

3　理事長は、業務のため必要があるときは、前項の始業時刻及び終業時刻を変更することがある。

（昭63規程15・平4規程9・平21規程6・一部改正）

（時差勤務）

第7条の2　職員は、前条第2項に定める始業時刻及び終業時刻以外に、所属長の許可を受けて、次の各号のいずれかの始業時刻及び終業時刻による勤務（以下「時差勤務」という。）を行うことができる。

一　午前 7 時 30 分から午後4時まで

二　午前8時から午後4時 30 分まで

三　午前8時 30 分から午後5時まで

四　午前9時 30 分から午後6時まで

五　午前 10 時から午後6時 30 分まで

六　午前 10 時 30 分から午後7時まで

2　時差勤務を行う場合の休憩時間は、次条第1項又は第2項に定める休憩時間とする。

（令2規程10・追加、令4規程9・一部改正）

（休憩時間）

第8条　休憩時間は、午後0時から50分間とする。

2　前項の規定にかかわらず、職員は、業務遂行に支障がない場合に限り、所属長への届出により、次の各号のいずれかから休憩時間を選択することができる。

一　午前11時30分から50分間

二　午後0時30分から50分間

3　理事長は、業務のため必要があるときは、前2項の休憩時間の開始時刻を変更することがある。

（昭63規程15・平4規程9・令4規程9・一部改正）

（休日）

第9条　休日は、次の各号に掲げる日とする。
一　日曜日及び土曜日
二　国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
三　年末年始（12月29日、12月30日、12月31日、1月2日及び1月3日）
四　その他理事長が特に指定する日
2　所属長は、事業団の業務のため特に必要があるときは、前項の休日を所属長の指定する他の日と振り替えることができる。この場合において、振り替えられた休日の勤務は、当該他の日の勤務のとおりとする。
（昭50規程38・昭63規程15・平4規程9・一部改正）

（管理職に関する特例）
第10条　部長、上席審議役、事業管理審議役、審議役、室長、研修センター所長、次長、上席調査役、設計センター長、課長、調査役、考査役、専門幹、総合事務所長、事務所長及び主幹の職にある職員は、第7条及び第8条の規定にかかわらず、事業団の業務の必要に応じて勤務するものとする。
（昭48規程24・昭49規程10・昭50規程8・昭50規程24・昭50規程33・昭50規程38・昭51規程7・昭53規程2・昭63規程5・平6規程18・平11規程5・平12規程9・平16規程6・平18規程12・平19規程6、平22規程8・平22規程6・平22規程21・平25規程7・平27規程5・平28規程5・平29規程2・令2規程5・令2規程10・一部改正）

第3節　時間外勤務及び当直

（時間外勤務）
第11条　職員は、事業団の業務のため特に必要があるときは、第7条及び第7条の2の勤務時間外の時間又は第9条第1項の休日に勤務することを命ぜられることがある。
（昭50規程38・令2規程10・一部改正）

（当直）
第12条　職員は、別に定めるところにより、日直勤務又は宿直勤務を命ぜられることがある。

第13条　削除
（平9規程1・削除）

第4節　出勤及び欠勤

（出勤）
第14条　職員は、始業時刻までに出勤しなければならない。
2　職員は、終業時刻が経過したとき（時間外勤務を命じられた場合にあっては、当該時間外勤務が終了したとき）は、退勤しなければならない。
3　職員は、出勤時刻、退勤時刻その他出勤及び退勤に関する事項を別に定めるところにより記録しなければならない。
（昭48規程24・昭50規程8・昭50規程24・昭51規程7・昭59規程6・昭63規程5・平14規程25・平16規程6・平18規程12・平22規程21・平23規程7・一部改正）

（テレワーク勤務）
第15条　職員のテレワーク勤務に関する事項については、別に定めるところによる。

（昭50規程38・一部改正・平23規程7・削除、平31規程7・追加）

（離席及び早退）

第16条　職員は、離席し、又は早退しようとするときは、あらかじめ所属長の許可を受けなければならない。

2　所属長の許可を受けない離席又は早退は、これを無断離席又は無断早退として取り扱う。

（昭48規程24・昭50規程8・昭50規程24・昭51規程7・昭59規程6・昭63規程5・平14規程25・平16規程6・一部改正）

（欠勤及び遅参）

第17条　職員は、欠勤し、又は遅参しようとするときは、あらかじめ事由を付して所属長に届け出なければならない。ただし、あらかじめ届け出ることが困難なときは、欠勤を始めた後又は出勤した後直ちに届け出なければならない。

2　職員が、前項に規定する届出を怠つたときは、当該遅参又は欠勤を無届遅参又は無届欠勤として取り扱う。

（昭48規程24・平16規程6・令7規程6・一部改正、令7規程6・旧第2項削除、旧第3項繰上）

（年次休暇への振替え）

第18条　職員は、欠勤又は遅参について前条第1項に規定する届出を行つたときは、その欠勤日又は遅参による欠務時間を第20条の年次休暇の日数又は時間の範囲内において年次休暇に振り替えることを請求することができる。この場合において、年次休暇への振替手続は、欠勤を始めた後又は出勤した後直ちに所属長に対して行わなければならない。

（平16規程6・令7規程6・一部改正）

第5節　有給休暇

（有給休暇）

第19条　有給休暇は、年次休暇、特別休暇及び病気休暇とする。

（年次休暇）

第20条　職員は、事業年度（4月1日から翌年3月31日までの間）ごとに、次の各号の区分に応じて年次休暇を受けることができる。

一　次号及び第三号に掲げる職員以外の職員　20日

二　新たに採用された職員　当該職員の採用月に応じてそれぞれ次表に定めるとおりとする。

採 用 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
休暇日数	20日	18日	17日	15日	13日	12日
採 用 月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
休暇日数	10日	8日	7日	5日	3日	2日

三　事業団の要請により官公署等の職員から引き続いて事業団の職員となった職員　20日に、当該年度の前年度における年次休暇の残日数（当該日数が20日を超える場合にあっては、20日）から職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇の日数を

減じて得た日数を加えた日数（当該日数が20日に満たない場合にあっては、20日）とする。

2　前項の年次休暇の未使用分は、翌事業年度に限り繰り越すことができる。ただし、20日を超えることができない。

3　職員は、1日又は1時間を単位として、年次休暇（法第39条第1項及び第2項の規定により与えなければならない年次休暇を除く。）を受けることができる。この場合において1時間を単位として年次休暇を受けるときは、8時間を年次休暇の1日とみなす。

4　前項の場合について、第2項の規定により翌事業年度に繰り越す際に1日未満の端数があるときはこれを切り上げた日数とする。

（平22規程8・追加、平25規程7・令4規程2・令4規程9・令5規程3・一部改正）

（年次休暇の届出）

第21条　職員は、年次休暇を受けようとするときは、あらかじめその期間及び居住地を離れる場合において連絡先があるときはその連絡先を明示して、所属長に届け出なければならない。

2　職員は、前項の場合において、事業団の業務のため必要があるときは、年次休暇を受ける時期を変更されることがある。

（昭50規程38・平16　規程6・一部改正）

（特別休暇）

第22条　職員は、次表に掲げる場合には、年次休暇のほかそれぞれ同表に定める日数又は時間の特別休暇を受けることができる。

区分		休暇日数又は休暇時間
結婚の場合	本人が結婚する場合	連続する5日以内
	子が結婚する場合	連続する2日以内
	兄弟姉妹が結婚する場合	1日
死亡の場合	配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が死亡して場合	連続する10日以内
	父母又は子が死亡した場合	葬祭を主宰する者にあっては連続する7日以内、その他の者にあっては連続する4日以内
	祖父母、兄弟姉妹又配偶者の父母が死亡した場合	葬祭を主宰する者にあっては連続する4日以内、その他の者にあっては連続する3日以内
	3親等以内の親族（配偶者、父母、子、祖父母、兄弟姉妹及び配偶者の父母を除く。）が死亡した場合	葬祭を主宰する者にあっては連続する3日以内、その他の者にあっては1日
	妊娠つわりにより勤務が著しく困難な場合	必要日数

その他の場合	本人が出産する場合	出産予定日以前6週間（多胎妊娠の場合にあっては14週間）前の日から出産の日まで及び出産の日後8週間を経過する日まで（産後6週間を経過した女子職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）
	配偶者の出産に伴い勤務しないことが相当と認められる場合	3日以内
	配偶者が出産する場合であってその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては14週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は、小学校就学前の子を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当と認められる場合	当該期間内における5日以内
	生後1年に達しない新生児に授乳しなければならない場合	1回30分で1日2回
	職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の事業年度において5日（当該通院等が体外受精又は顕微授精に係るものである場合は10日）以内
	小学校第3学年修了までの子を養育する職員が、当該子に係る、負傷、疾病、予防接種、健康診断、感染症に伴う学級閉鎖や出席停止等の場合の子の世話、入園、卒園又は入学の式典への参加のため勤務しないことが相当と認められる場合	一の事業年度において5日（小学校第3学年修了までの子が2人以上の場合は10日）以内
	職員が第23条の2第1項に規定する要介護者（以下この条において「要介護者」という。）の介護又は通院等の付添い若しくは介護サービスを受けるために必要な手続きの代行その他の介護に必要な世話を行う場合	一の事業年度において5日（要介護者が2人以上の場合は10日）以内
	職員が、骨髄移植のための骨髄液の提供希望者又は提供者(ドナー)となり必要な検査、入院等のために勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動（ボランティア）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められる場合	一の事業年度において5日以内

	災害の発生、公民権の行使、女性職員に対する母性健康管理に関する措置その他特別の事由により所属長の許可を受けた場合	必要日数又は必要時間

（平22規程8・令4規程2・令7規程6・一部改正）

2　職員は、前項の場合において、片道5時間以上の旅行を必要とするときは、それぞれ特別休暇として認められる日数に往復所要日数を加算した日数の特別休暇を受けることができる。

3　職員は、第1項の表に規定する区分のうち、配偶者の出産に伴い勤務しないことが相当と認められる場合、配偶者が出産する場合であってその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては14週間）前の日から当該出産の日後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学前の子を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当と認められる場合、職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合、小学校第3学年修了までの子を養育する職員が、当該子に係る、負傷、疾病、予防接種、健康診断、感染症に伴う学級閉鎖や出席停止等の場合の子の世話、入園、卒園又は入学の式典への参加のため勤務しないことが相当と認められる場合及び職員が要介護者の介護又は通院等の付添い若しくは介護サービスを受けるために必要な手続きの代行その他の介護に必要な世話を行う場合については、1時間を単位としても特別休暇を受けることができることとし、1時間を単位として特別休暇を受けるときは、8時間を特別休暇の1日とみなす。

（昭61規程2・昭63規程15・平9規程1・平10規程2・平14規程6・平16規程6・平17規程1・平22規程8・平28規程14・令4規程7・令5規程3・令7規程6・一部改正）

（特別休暇の届出等）

第23条　職員は、特別休暇（災害の発生、公民権の行使、女性職員に対する母性健康管理に関する措置その他特別の事由による特別休暇を除く。）を受けようとするときは、その事由、期間及び居住地を離れる場合において連絡先があるときはその連絡先を明示して所属長に届け出なければならない。

2　職員は、災害の発生、公民権の行使、女性職員に対する母性健康管理に関する措置その他特別の事由による特別休暇を受けようとするときは、その事由、期間及び居住地を離れる場合において連絡先があるときはその連絡先を明示して所属長の許可を得なければならない。

（平16規程6・一部改正）

（病気休暇）

第23条の2　職員は、私的な負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に病気休暇を受けることができる。

2　病気休暇の期間は、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間とする。

3　病気休暇によって療養期間中の休日は、次条第2項の規定の適用については、病気休暇を使用した日とみなす。

（令7規程6・追加）

（病気休暇の申請等）

第23条の3　職員は、病気休暇の承認を受けようとする場合には、あらかじめ所属長に申

請しなければならない。ただし、あらかじめ申請することが困難なときは、その事由を付して事後において承認を求めることができる。

2 職員は、1週間以上にわたって病気休暇を受けるときは、症状及び休暇見込日数を記載した医師の診断書を所属長に提出しなければならない。

3 職員が、第1項に規定する申請又は前項に規定する診断書の提出を怠ったときは、第17条第2項に規定する無届欠勤として取り扱う。

4 病気休暇の期間を延長する場合には、当該期間にかかる医師の診断書を所属長に速やかに提出しなければならない。

（令7規程6・追加）

第5節の2 介護休暇

（平6規程9・追加）

（介護休暇及び介護時間）

第23条の4 職員は、要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他別に定める者で負傷、疾病又は老齢により別に定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、所属長が、別に定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合においては、介護休暇を取得することができる。

2 介護休暇の期間は、指定期間内において必要と認められる期間とする。

3 職員は、要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合においては、介護時間を取得することができる。

4 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

5 職員は、介護休暇又は介護時間を受けようとするときは、別に定めるところにより所属長の承認を受けなければならない。

6 前5項に規定するもののほか、介護休暇及び介護時間に関する手続その他必要な事項については、別に定めるところによる。

（平6規程9・追加、平14規程3・平28規程14・一部改正、令7規程6・旧23条の2繰下）

第6節 育児休業及び育児短時間勤務

（平5規程5・追加、平22規程8・一部改正）

（育児休業）

第23条の5 3歳に満たない子を養育する職員は、別に定めるところにより育児休業をすることができる。

（平5規程5・追加、平6規程9・旧第23条の2繰下、平13規程1・平14規程3・一部改正、令7規程6・旧第23条の3繰下）

（育児短時間勤務）

第23条の6 3歳に満たない子を養育する職員は、別に定めるところにより1日の勤務時間

を短縮する育児短時間勤務をすることができる。
（平5規程5・追加、平6規程9・旧23条の3繰下、平14規程3、平22規程8・一部改正、令7規程6・旧第23条の4繰下）

第7節　出張及び転勤
（平5規程5・旧第6節繰下）

（出張等の命令）
第24条　職員は、事業団の業務のため必要があるときは、出張又は転勤を命ぜられるこがある。
2　出張又は転勤を命ぜられた職員には、別に定めるところにより旅費を支給する。
（昭50規程38・一部改正）

（赴任）
第25条　職員は、転勤を命ぜられたときは、当該命令を受けた日から起算して10日以内に着任しなければならない。ただし、やむを得ない事由により着任を延期することについて、あらかじめ新たに命ぜられた職の所属長の許可を受けたときは、この限りでない。なお、理事長が必要と認める場合には、転勤を命ぜられた日以前の期間であっても必要と認める期間に赴任があったものとみなすことができる。
（平21規程6・平25規程7・令4規程2・令5規程3・令5規程12・一部改正）

第3章　給与

（給与）
第26条　職員の給与は、別に定めるところにより支給する。

第4章　任免

第1節　採用

（試用期間）
第27条　新たに採用された職員については、採用の日から起算して6カ月の試用期間を設ける。ただし、その職員の能力、経験等により試用期間を設けないことがある。
2　職員は、前項の試用期間中において、職員としてふさわしくないと認められたときは、第32条の規定にかかわらず、解雇されることがある。
（平13規程1・平20規程19・平25規程7・一部改正・平28規程5・令4規程2・令5規程3・一部改正）

（提出書類）
第28条　職員に採用された者は、次の各号に掲げる書類を経営企画部人事課長に提出しなければならない。
一　履歴書
二　住民票記載事項証明書
三　誓約書及び身元保証書（別記様式第1）
四　その他経営企画部人事課長が人事管理上必要な事項として指定するものに関する書類

（昭51規程7・昭63規程15・平16規程6・平18規程12・一部改正）

（管理職勤務上限年齢による降任等）

第28条の2　理事長は、日本下水道道事業団職員給与規程（昭和48年規程第7号）第17条の規定に基づき役職手当の支給を受けている職員及びこれに準ずる職員のうち、管理職勤務上限年齢に達する職員について、異動期間（当該管理職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この条において同じ。）において、役職手当の支給を受けない職に降任等させる。

2　前項に規定するこれに準ずる職員は、臨時的におかれる職において、役職手当の支給を受ける職員と同等な職務に従事する職員のうち、理事長が認める職員とする。ただし、休職、派遣等により職務に従事していない職員は除く。

3　第1項の管理職勤務上限年齢は、60歳とする。

（令5規程3・追加）

（管理職の任用の制限及び特例）

第28条の3　理事長は、前条第3項に規定する管理職勤務上限年齢に達している者を、その者が前条第1項の規定に該当する者とした場合における異動期間の末日の翌日以降、役職手当の支給を受ける職員としての採用、昇任、昇格及び転任をさせない。

2　前項の規定にかかわらず、職務と責任に特殊性があること、欠員の補充が困難であること等により、管理職勤務上限年齢を60歳とすることが不適当であると理事長が認める場合は、その限りではない。

（令5規程3・追加）

第2節　休職

（休職）

第29条　職員が次の各号の一に該当するときは、休職を命ずることがある。

一　結核性疾患による病気休暇の期間が1年をこえるとき。

二　前号に該当するときを除き、病気休暇の期間が6カ月をこえるとき。

三　刑事事件に関して起訴されたとき。

四　その他特別の事由があるとき。

2　前項第1号及び第2号の病気休暇の期間の計算に当たっては、休日を通算し、病気休暇が連続して1ヶ月をこえた職員が再び出勤した日又は前項第1号若しくは第2号の規定により休職を命ぜられた職員が第31条第1項の規定により復職した日から6ヶ月（以下「病休通算判定勤務期間」という。）以内に同一傷病（病名が異なる場合であっても病状及び病因から同一傷病と認められる場合を含む。以下同じ。）により再び病気休暇を始めたときは、後の病気休暇の期間に前の病気休暇の期間を通算する。

（平22規程8・令7規程6・一部改正）

（休職期間）

第30条　前条第1項第1号又は第2号の規定による休職の期間は、療養を要する程度に応じ、2年以内の期間においてそのつど定める。ただし、特に必要があると認められるときは、1年以内の期間においてその定められた期間を延長することがある。

2　前条第1項第1号又は第2号の規定により休職を命ぜられた職員が、復職後、病休通算判定勤務期間内に同一傷病により休職を再び命ぜられた場合の休職期間は、前の休職

の期間と後の休職の期間を通算して2年(前項ただし書きの規定により休職の期間が延長された場合は3年)を超えない範囲内でそのつど定める。

3　前条第1項第3号による休職の期間は、その事件が裁判所に係属する間とする。

4　前条第1項第4号の規定による休職の期間は、そのつど定める。

（平22規程8・一部改正、旧2及び3項繰下、令7規程6・一部改正）

（病欠通算判定勤務期間の特例）

第30条の2　*病休*通算判定勤務期間内に、前の病気休暇又は休職と同一の傷病以外の傷病による欠勤又は休職を取得した場合は、当該病気休暇又は休職の期間について病休通算判定勤務期間を延長する。

2　第29条第2項の規定により、後の病気休暇の期間に前の病気休暇の期間を通算することとした場合に、当該通算期間が同条第1項第1号又は第2号に定める期間を超えることとなる場合において、同一傷病であるかどうかの認定等に要する期間及び休職の手続き等に要する期間については、病気休暇として取り扱う。

（平22規程8・追加、令7規程6・一部改正）

（復職）

第31条　第30条第1項又は第2項に規定する休職期間が満了する前又は満了した場合において、休職事由が消滅したときは、すみやかに復職を命ずるものとする。

2　第30条第3項又は第4項に規定する休職期間が満了したときは、次条の規定により解雇するときを除き、すみやかに復職を命ずるものとする。

（平22規程8・一部改正）

第3節　解雇及び退職

（解雇）

第32条　職員が次の各号の一に該当するときは、解雇することがある。

一　職員としての能力又は適格を著しく欠くとき。

二　精神又は身体に障害があるため事業団の業務に耐えられないとき。

三　勤務成績が著しく不良なとき。

四　やむを得ない業務上の都合があるとき。

五　第45条に規定する免職の懲戒を受ける事由に相当する事由があるとき。

六　禁こ以上の刑に処せられたとき。

（昭50規程38・一部改正）

（退職事由）

第33条　職員が次の各号の一に該当するときは、退職とする。

一　第34条第1項の規定により退職を願い出て承認されたとき。

二　第30条第1項又は第2項の休職期間が満了した場合において、なお休職事由が消滅しないとき。

三　年齢満65歳になったとき（第30条第1項又は第2項の規定による休職期間が満了する前に年齢満65歳になったときを含む。）。

四　国及び地方公共団体（次号に規定する地方公共団体を除く。以下本号において「国等」という。）の要請に基づき国等から派遣されている職員について、国等から当該職員を職務に復帰させる旨の通知があったとき。

五　公益法人等への一般職地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）の規定に基づき地方公共団体から派遣されている職員について、当該地方公共団体から当該職員を職務に復帰させる旨の通知があったとき。

六　理事長の要請に応じ、日本下水道事業団職員退職手当支給規程（昭和48年規程第14号）第9条第1項に規定する国等の機関に使用される者となるとき。

2　第1項第3号の規定にかかわらず、理事長が他の者をもってかえることができない職にあると認めた職員については、2年以内の範囲において同号の年限を延長することがある。

（昭61規程1・平13規程1・平16規程6・平18規程12・平20規程19・平21規程6、平22規程8・平25規程7・令4規程2・令5規程3・一部改正、令5規程3・第2項削除、令5規程3・旧第3項繰上）

第33条の2

（平13規程1・追加、平20規程19・一部改正・平25規程7・全部改正・平28規程5・令4規程2・一部改正、令5規程3・削除）

（退職願等）

第34条　職員は、退職を希望するときは、その旨を所属長を経て理事長に願い出なければならない。

2　職員は、退職を願い出た後も、その退職について承認があるまでは、従前のとおり勤務しなければならない。

（退職手当）

第35条　職員が第32条の規定により解雇され、第33条の規定により退職し、又は死亡した場合における退職手当については、別に定めるところによる。

（平13規程1・令5規程3・一部改正）

第5章　研修

（研修）

第36条　職員は、業務上必要な研修を受けることを命ぜられることがある。

第6章　安全及び保健衛生

（協力義務）

第37条　職員は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第12条の規定により選任された衛生管理者その他経営企画部長が指名する者の指示に従い、保健衛生上必要と認められる措置について協力しなければならない。

（昭48規程24・平16規程6・一部改正）

（結核性疾患及び感染症の届出等）

第38条　職員は、自己が結核性疾患にかかつたとき、又は自己、同居者若しくは近隣の者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第1項に定める感染症（同条第5項に規定する「四類感染症」及び第6項に規定する「五類感染症」を除く。以下本条において「感染症」という。）にかかったときは、直ちにその旨を所属長に届け出てその指示を受けなければならない。

2　前項の場合には、その職員に一定期間を限り療養又は出勤停止を命ずることがある。

3　同居者又は近隣の者が感染症にかかつたことにより前項に規定する出勤停止命令を受けて欠勤した職員については、その欠勤を出勤とみなす。
（平16規程6、平22規程8・一部改正）

（健康診断）
第39条　職員は、事業団が毎年定期又は随時に行なう健康診断を受けなければならない。
2　前項の健康診断の結果により必要と認められるときその他保健衛生上必要があると認められるときは、その職員に療養を命じ、又はその他保健上必要な措置を執ることがある。
（昭50規程38・平25規程7・一部改正）

第7章　災害補償

（療養費の負担等）
第40条　職員が業務上負傷し、又は疾病にかかつたときは、事業団は、法第75条の定めるところによりその職員について必要な療養を行ない、又は必要な療養費を負担する。
2　前項の負傷又は疾病による欠勤は、出勤とみなす。
（昭50規程38・一部改正）

（障害補償）
第41条　職員が業務上負傷し、又は疾病にかかり、なおつた場合において身体に障害が存するときは、事業団は、法第77条の定めるところによりその職員に対して障害補償を行なう。
（昭50規程38・一部改正）

（遺族補償及び葬祭料）
第42条　職員が業務上死亡したときは、事業団は、法第79条の定めるところによりその遺族又はその死亡の当時その収入によって生計を維持していた者に対して遺族補償を行ない、法第80条の定めるところにより葬祭を行なう者に対して葬祭料を支払う。

（保険給付との関係）
第43条　この章の規定により補償を受けるべき職員が、同一の事由について労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）又は法第84条第1項に規定する命令で指定する法令によりこの章の災害補償に相当する保険給付を受けるときは、その価額の限度において、この章の規定による補償は行なわない。

第8章　表彰及び懲戒

（表彰）
第44条　職員が事業団の業務に関し特に功労があり、他の模範とするに足りると認められるときは、別に定めるところにより表彰する。
（昭50規程38・一部改正）

（懲戒）
第45条　職員が法令又はこの規程その他の事業団の諸規則に違反したときは、理事長は、その違反の軽重に従い、その職員に対して懲戒を行なう。

2　懲戒の種類及び内容は、次表のとおりとする。

種　類	内　　容
戒　告	将来を戒める。
減　給	情状により適宜給与を減額する。
停　職	3月以内の期間を定めて出勤を停止する。この場合には、その期間中の給与は支給しない。
免　職	即時解雇する。

（平13規程1・平14規程21・平20規程19・平25規程7・一部改正・平28規程5・令4規程2・一部改正、令5規程3・第3項削る）

（損害賠償）

第46条　職員が故意又は重大な過失により事業団に損害を及ぼしたときは、前条の規定により懲戒を行なうほか、情状により損害の全部又は一部を賠償させることがある。

（昭50規程38・一部改正）

第9章　補則

（経営企画部人事課長への通知）

第47条　所属長は、第6条の規定による届出を受け又は職員が死亡した場合は、第6条の規定により届出を受けた事項又は職員が死亡した年月日及び原因をすみやかに経営企画部人事課長に通知し、第23条の3第2項及び第4項の規定による診断書の提出を受けた場合は、当該診断書をすみやかに経営企画部人事課長に送付するものとする。

（平9規程1・全改、平16規程6・平18規程12・令7規程6・一部改正）

（読替え）

第48条　次の表の左欄に掲げる職にある職員について、第6条、第7条の2第1項、第9条第2項、第16条第1項及び第2項、第17条第1項、第18条、第21条第1項、第22条第1項、第23条第1項及び第2項、第23条の3第1項、第2項及び第4項、第23条の4第1項及び第5項、第25条、第34条第1項、第38条第1項、第47条の規定を適用するときは、これらの規定中「所属長」とあるのはいずれも同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

職名	読み替える字句
本社の部長、上席審議役、事業管理審議役、技術開発審議役、審議役、技術開発室長、国際戦略室長、監査室長	担当理事
次長、上席調査役、課長、調査役、総括主任研究員、考査役	部長、技術開発室長、国際戦略室長又は監査室長
研修センター次長、課長、教授、准教授	研修センター所長
設計センター次長、課長、調査役	設計センター長

総合事務所次長、課長、室長	総合事務所長

2 研修センター所長、設計センター長又は総合事務所長の職にある職員について次の表の規定の欄に掲げる規定を適用するときは、これらの規定中同表の読み替えられる字句の欄に掲げる字句は、同表の読み替える字句の欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

規　定	読み替えられる字句	読み替える字句
第25条	新たに命ぜられた職の所属長	経営企画担当理事
第34条第1項 第38条第1項	所属長	経営企画担当理事
第47条	所属長	設計センター又は総合事務所の人事担当職員

3 事務所長の職にある職員について、第25条、第34条第1項、第38条第1項の規定を適用するときは、これらの規定中「所属長」とあるのは「総合事務所長」に読み替えるものとする。

（昭48規程24・昭50規程8・昭50規程24・昭50規程38・昭59規程6・昭63規程5・平14規程25・平15規程7・一部改正、平16規程6・一部改正、第2項及び第3項追加、平18規程12・平19規程6、平22規程8・第1項表改正、第3項追加・平22規程6・平22規程21・平23規程7・平27規程5・平28規程5・平29規程2・平31規程6・令2規程5・令2規程10・令4規程2・令7規程6・一部改正）

附　則

1 この規程は、昭和47年11月1日から適用する。

2 昭和47年11月1日付け下水道事業センター設立当初における暫定措置中下水道事業センターの職員の就業に関する取扱いについて（以下次項において「暫定措置」という。）は、廃止する。

3 前項の規定にかかわらず、暫定措置の規定によってした手続その他の行為は、この規程の相当規定によってした手続その他の行為とみなす。

4 この規定の制定前にした欠勤又は遅参についての第18条の規定の適用に関しては、同条中「欠勤を始めた後又は出勤した後直ちに」とあるのは、「この規程の制定後直ちに」と読み替える。

附　則（昭和48年6月22日規程第24号）

この規程は、昭和48年6月1日から適用する。

附　則（昭和49年4月26日規程第10号）

この規程は、昭和49年5月1日から適用する。

附　則（昭和50年4月14日規程第8号）

この規程は、昭和50年4月16日から適用する。

附　則（昭和50年5月30日規程第24号）

この規程は、昭和50年6月1日から適用する。

附　則（昭和50年6月21日規程第33号）

この規程は、昭和50年6月16日から適用する。

附　則（昭和50年8月1日規程第38号）

この規程は、昭和50年8月1日から適用する。

附　則（昭和51年5月27日規程第7号）

この規程は、昭和51年5月16日から適用する。

附　則（昭和53年3月31日規程第2号）

この規程は、昭和53年4月6日から適用する。

附　則（昭和59年3月30日規程第6号）

この規程は、昭和59年4月12日から適用する。

附　則（昭和61年3月25日規程第1号）

1　この規程は、昭和61年4月1日から適用する。

2　日本下水道事業団就業規則第33条の特例を定める規程（昭和58年規程第1号）は、廃止する。

附　則（昭和61年4月8日規程第2号）

この規程は、昭和61年5月1日から適用する。ただし、産後の就業制限期間の延長については、昭和61年3月18日から適用する。

附　則（昭和63年10月4日規程第5号）

この規程は、昭和63年10月1日から適用する。

附　則（昭和63年12月26日規程第15号）

1　この規程は、昭和64年1月1日から適用する。

2　日本下水道事業団就業規則の特例を定める規程（昭和51年規程第14号）は、廃止する。

附　則（平成4年4月24日規程第9号）

この規程は、平成4年5月1日から施行する。

附　則（平成5年6月30日規程第5号）

この規程は、平成4年4月1日から適用する。

附　則（平成6年8月31日規程第9号）抄

（適用日）

第1条　この規程は、平成6年9月1日から適用する。

附　則（平成6年12月26日規程第18号）

この規程は、平成7年1月1日から適用する。

附　則（平成9年1月14日規程第1号）

この規程は、平成9年1月1日から適用する。

附　則（平成10年2月25日規程第2号）

この規程は、平成10年4月1日から適用する。

附　則（平成11年4月1日規程第5号）

この規程は、平成11年4月1日から適用する。

附　則（平成12年4月1日規程第9号）

この規程は、平成12年4月1日から適用する。

附　則（平成13年3月30日規程第1号）

この規程は、平成13年3月30日から適用する。

附　則（平成14年3月1日規程第3号）

この規程は、平成14年4月1日から適用する。

附　則（平成14年3月20日規程第6号）

この規程は、平成14年4月1日から適用する。

附　則（平成14年12月6日規程21号）

この規程は、平成15年1月1日から適用する。

附　則（平成15年3月31日規程25号）

この規程は、平成15年4月1日から適用する。

附　則（平成15年10月1日規程第7号）

この規程は、平成15年10月１日から適用する。

附　則（平成16年3月31日規程第6号）

この規程は、平成16年4月１日から適用する。

附　則（平成17年1月31日規程第1号）

この規程は、平成17年2月１日から適用する。

附　則（平成18年3月31日規程第12号）

この規程は、平成18年4月１日から適用する。

附　則（平成19年4月5日規程第6号）

この規程は、平成19年4月１日から適用する。

附　則（平成20年3月26日規程第19号）

この規程は、平成20年3月26日から施行し、平成20年3月６日から適用する。

附　則（平成21年3月31日規程第6号）

1　この規程は、平成21年3月31日から施行し、平成21年2月４日から適用する。ただし、第7条の改正規定は、平成21年4月１日から適用する。

2　この規程の適用（第7条の改正規定に係るものを除く。以下本項において同じ。）の際現に改正前の第35条の2の規定により監理員として委嘱されている者の同条の適用については、この規程の適用後も、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月31日規程第8号）

1 この規程は、平成22年4月１日から適用する。 ただし、改正後の第22条第1項及び第23条の4の規定は、平成22年6月30日から適用する。

2　成22年4月１日（以下「適用日」という。）に傷病により欠勤中の職員については、第29条第2項に規定する欠勤の期間を通算する場合にあっては、適用日以後の期間に係る欠勤の期間を通算するものとする。

3　用日において傷病により休職中の職員が、復職後、病欠通算判定勤務期間内に再び同一疾病により欠勤する場合の欠勤期間は新たに起算するものとする。

附　則（平成22年6月25日規程第6号）

この規程は、平成22年7月１日から適用する。

附　則（平成23年3月31日規程第21号）

この規程は、平成23年4月１日から適用する

附　則（平成23年12月28日規程第7号）

この規程は、平成24年1月１日から適用する

附　則（平成25年規程第7号）

1　この規程は、平成25年4月１日から適用する。

2　この規程の適用の日の前日まで改正前の第33条の3に規定する有期雇用職員として勤務した者であって、同日において年齢満60歳に達していない者を、引き続き継続雇用職員として採用する。

3　この規程の適用の日の前日まで改正前の第33条の3に規定する有期雇用職員として勤務した者であって、同日において年齢満60歳に達している者のうち、この規程の適用の日から引き続き勤務を希望する者を、再任用職員として採用する。

附　則（平成27年4月1日規程第5号）

この規程は、平成27年4月１日から適用する。

附　則（平成28年3月25日規程第5号）

この規程は、平成28年4月１日から適用する。

附　則（平成28年12月27日規程第14号）

この改正規程は、平成29年1月1日から適用する。

附　則（平成29年3月24日規程第2号）

この改正規程は、平成29年4月1日から適用する。

附　則（平成31年3月29日規程第6号）

この改正規程は、平成31年4月1日から適用する。

附　則（平成31年4月10日規程第7号）

この改正規程は、平成31年4月10日から適用する。

附　則（令和2年3月30日規程第5号）

この改正規程は、令和2年4月1日から適用する。

附　則（令和2年6月30日規程第10号）

この改正規程は、令和2年7月1日から適用する。

附　則（令和4年3月31日規程第2号）

（適用日）

1　この改正規程は、令和4年4月1日から適用する。

（継続雇用職員に対する経過措置）

2　この改正規程の適用の際、現に改正前の第33条の3の規定により継続雇用職員として採用されている者については、令和5年3月31日までの間、改正前の第20条第1項、第33条第3項、第33条の2第1項並びに第45条第3項及び第4項の規定の例による。

附　則（令和4年9月30日規程第7号）

（適用日）

1　この改正規程は、令和4年10月1日から適用する。

（経過措置）

2　この改正規程の適用の際、令和3年 10 月 2 日以降に配偶者が出産した職員で、第 22 条に規定する当該出産に係る子又は小学校就学前の子の養育に係る特別休暇の残日数がある場合は、令和4年 10 月1日以降の対象期間内に当該残日数の特別休暇を受けることができる。

附　則（令和4年12月22日規程第13号）

この改正規程は、令和5年1月1日から適用する。ただし、令和5年3月31日までの間において、第20条に規定する年次休暇を受けた日数が令和4年12月31日現在において5日未満である者については、改正前の第20条第3項及び第4項の規定を適用する。この場合、改正後の第8条第1項及び第2項の規定に基づく休憩の前後における勤務時間の差が30分以内となる勤務の場合のみ、半日を単位として休暇を受けることができるものとする。

附　則（令和5年3月31日規程第3号）

（適用日）

第1条　この改正規程は、令和5年4月1日から適用する。

（定年年齢の段階的引上げ）

第2条　令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における日本下水道事業団就業規則（昭和48年規程第5号。以下「就業規則」という。）第33条第1項第3号の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同号中「65歳」とあるのは、同表の読み替える字句の欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

期　間	読み替える字句
令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61歳
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62歳

令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63歳
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64歳

（情報提供及び意思確認）

第3条　理事長は、当分の間、職員が年齢60歳に達する年度の前年度において、当該職員に対し、定年引上げに伴い、当該職員が60歳に達する日以降に適用される任用、給与及び退職手当に関する措置の内容その他必要な情報を提供するとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

2　理事長は、この改正規程の適用日から令和6年3月31日までの間に60歳に達する職員に対し、前項の規定の例により、適用日の前日までの間に情報提供を行うとともに、適用日以降速やかに勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

（暫定再任用職員の採用等）

第4条　令和14年3月31日までの間、この改正規程の施行日前に改正前の就業規則第33条第1項第3号の規定に該当し本人が希望する者又は、この改正規程の施行日後に前条の規定による読み替えにより、改正後の就業規則第33条第1項第3号の規定に該当し本人が希望する者のうち、満65歳に達する日以後における最初の3月31日（以下「満65歳到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、1年を超えない範囲内で期間を定め、常時勤務を要する職務につかせるため、暫定再任用職員として採用する。

2　令和14年3月31日までの間、この改正規程の施行日前に改正前の就業規則第33条第1項第3号の規定に該当する以前に退職した者又は、この改正規程の施行日後に前条の規定による読み替えにより、改正後の就業規則第33条第1項第3号の規定に該当する以前に退職した者のうち、勤続期間等を考慮してこれに準ずるものとして別に定める者又は地方公務員を退職した者でその職務経験等を考慮してこれに準ずるものとして別に定める者（以下「定年退職者に準ずる者」という。）を、1年を超えない範囲内で期間を定め、常時勤務を要する職務につかせるため、暫定再任用職員として採用することができる。ただし、当該定年退職者に準ずる者が前条の規定による読み替え後の就業規則第33条第1項第3号の規定に該当する年齢に達していないときは、この限りでない。

3　基準日（前2項の規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日の前日において同日における第2条に掲げる定年に達している者を、前2項の規定により採用しようとする場合には、当該者は当該者を採用しようとする基準日における引き上げ後の定年に達しているものとみなして、これらの規定を適用する。

4　第1項及び第2項に規定する期間又はこの項の規定により更新された期間は、別に定めるところにより、1年を超えない範囲内で更新する。

5　令和14年3月31日までの間、一級建築士を、1年を超えない範囲内で期間を定め、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第8項に規定する工事監理のうち常時勤務を要するもの（次項において「常時勤務を要する工事監理」という。）につかせるため、暫定再任用職員として採用することができる。ただし、当該一級建築士が前条の規定による読み替え後の就業規則第33条第1項第3号の規定に該当する年齢に達していないときはこの限りでない。

6　前項に規定する期間又はこの項の規定により更新された期間は、別に定めるところにより、1年を超えない範囲内で更新する。ただし、常時勤務を要する工事監理につかせる場合に限る。

7　第1項から前項までに規定する期間の末日は、年齢満65歳に達する日の属する年度の末日以前でなければならない。

8　第1項、第2項及び第4項により採用された暫定再任用職員のうち、事業団を退職した日に引き続き採用された職員については、当該退職がなかったものとみなし、就業規則第20条第1項第二号及び第25条の規定を適用する。

9　暫定再任用職員が次の各号の一に該当するときは、退職とする。

一　就業規則第33条第1項第1号又は第2号に該当するとき。

二　第1項から第6項までに規定する期間が満了したとき。

10　理事長は、現に改正前の就業規則第33条の2の規定により採用された場合において、暫定再任用職員（地方公務員を退職した者でその職務経験等を考慮してこれに準ずるものとして別に定める者であって暫定再任用職員となった者及び第33条の2第3項に基づき採用された暫定再任用職員を除く。）となった日までの引き続く職員としての在職期間中に第45条第1項に該当したときは、これに対し同条第2項に規定する懲戒を行うことができる。

11　暫定再任用職員は、第1項から前項までに規定するもののほか、就業規則の規定の適用については、規定中「職員」とあるのはいずれも「暫定再任用職員」に読み替えるものとする。ただし、就業規則第22条（試用期間）、33条（退職事由）及び35条（退職手当）の規定は適用しない。

附　則（令和5年10月23日規程第12号）

この改正規程は、令和5年10月23日から適用する。

附　則（令和7年3月26日規程第6号）

（施行期日）

1　この改正規程は、令和7年4月1日から適用する。

2　この改正規程の適用日において、改正前の日本下水道事業団就業規則（以下「改正前の規則」という。）第17条第1項の規定により届け出た傷病による欠勤中の職員については、適用日以後の期間にかかる欠勤は第23条の2に規定する病気休暇を受けたものとみなす。

3　改正前の規則第17条第1項により届け出た傷病による欠勤の期間は、第29条第2項及び第30条の2において病気休暇の期間として取り扱うものとする。

別記様式第1 （昭63規程15・全改、平18規程12・令4規程2・一部改正）

誓約書及び身元保証書

殿

私は、　年　月　日から貴事業団に職員として採用されましたうえは、日本下水道事業団法及びその他の関係法令並びに事業団諸規則に従い誠実に服務することを誓約します。

万一、これらの諸法令を遵守せず事業団職員としての服務を怠りました場合は、事業団の規則の定めるところによりいかなる処置を受けましても決して異議の申立てをいたしません。

年　月　日

本人
現住所
氏　名

私共は、上記誓約について、本人が貴事業団在職中これを誠実に守ることを保証します。

万一、本人がこれに違反するような行為をし、故意又は重大な過失により貴事業団に損害をおかけしたときは、保証人として本人と連帯してその損害を賠償する責任を負担することを約束します。

年　月　日

保証人　本人との続柄
現　住　所
職　　業
氏　　名

保証人　本人との続柄
現　住　所
職　　業
氏　　名